

改正	平成19年11月10日	平成22年4月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年3月21日	平成28年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学（以下「本学」という。）又は本学の教職員（以下「研究者等」という。）が、交付を受け又は受領する公的研究費の取扱いについて定め、その運営管理を適正に行うことを目的とする。

(公的研究費の定義)

第2条 公的研究費とは、文部科学省等の行政機関又はこれらの機関が所管する独立行政法人から配分される研究資金をいう。

(責務)

第3条 研究者等は、公的研究費の原資、制度的趣旨等を十分認識し、それぞれの権限と責任において適正にこれを取扱わなければならない。

第2章 運営管理

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、部局等の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

(職名の公開)

第7条 第4条から第6条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(管理・手続の代行)

第8条 公的研究費の受領、直接経費の支出等に係る管理及び手続きは、研究者等に代わり本学が行う。

2 前項に定める本学が行う手続きについては、事務局分掌規程、稟議規程、経理規程、調達規程、旅費規程その他の本学の規程を準用する。

(経理の原則)

第9条 公的研究費による物品購入、旅費、謝金等の経費の支出については、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)及びその他の関係法令によるほか、経理規程、調達規程、旅費規程その他の本学の規程を準用する。

(相談窓口)

第10条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口(以下「相談窓口」という。)を設置する。

2 相談窓口は、事務局に設置するものとし、その担当係等は公開する。

第3章 研究者等の意識向上及び不正使用の防止

(行動規範)

第11条 最高管理責任者は、不正使用を防止するため、公的研究費の使用に関する行動規範を策定する。

(研修会等)

第12条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

(不正の防止等)

第13条 公的研究費に関わる不正を防止するため、不正防止計画を策定・実施する組織を研究倫理委員会に置く。

(使用ルール等の理解度の確認)

第14条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 不正使用に係る調査、処分等

(告発等の取扱い)

第15条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用等について、学内外からの告発等を受け付ける通報窓口を設置し、連絡先を公表する。

2 通報窓口担当者は、告発等を受け付けた場合、速やかに最高管理責任者に報告する。

3 最高管理責任者は、前項の告発等があった場合は、告発等の受付から30日以内に調査の可否を判断し、競争的資金等を配分する機関(以下「配分機関」という。)に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様とする。

(調査委員会の設置)

第16条 最高管理責任者は、前条の告発等について調査を必要と判断した場合は、調査委員会を設置し、不正の有無及びその内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、判定する。

2 調査委員会は、本学に所属しない第三者を含む、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者をもって構成する。

3 調査委員会は、前項の調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告し、協議しなければならない。

4 最高管理責任者は、原則として、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、配分機関に報告しなければならない。この場合、必要に応じて中間報告を行うものとする。

5 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査結果の公表)

第17条 最高管理責任者は、前条の定めによる調査の結果不正を認定した場合は、不正に関与した者の氏名、所属、不正の内容等必要な事項について速やかに調査結果を公表するとともに、私的流用

など悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟など法的な手続きをとるものとする。

(処分)

第18条 不正使用が認定された研究者等の処分は、本学就業規則等に則り行う。

2 最高管理責任者は、必要に応じて告発を受けた研究者等の公的研究費の使用停止を命ずるものとする。

第5章 公的研究費の適正な運営及び管理

(間接経費)

第19条 公的研究費に間接経費が含まれている場合は、研究者等は交付を受けた間接経費を本学に譲渡し、本学が間接経費に関する事務を行うものとする。

2 間接経費を譲渡した当該研究者等が他の研究機関に所属することとなる場合には、本学は直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者等に返還するものとする。

3 前項の規定に関わらず、当該研究者等が新たに所属することとなる研究機関が間接経費を受け入れないこととしている場合は、当該補助金を所管する機関所定の手続に従い、前項の間接経費を返還するものとする。

(設備、備品又は図書等の寄附)

第20条 研究者等は、補助金により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)は直ちに本学に寄附しなければならない。

2 寄附を行った当該研究者等が他の研究機関に所属することとなる場合には、本学はその求めに応じて、当該設備等を当該研究者等に返還するものとする。

(預金利子)

第21条 研究者等は、直接経費に関して生じた利子は本学に譲渡しなければならない。

(執行状況の確認等)

第22条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者(以下「コンプライアンス推進責任者等」という。)は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認められる場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第23条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。この場合は、研究者等に発注先選択の公平性及び発注金額の適正性の説明責任、並びに弁償責任等の会計上の責任も帰属する。

(取引業者との癒着防止)

第24条 発注又は契約する際は、調達規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて事前取引業者から誓約書の提出を求める等の癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(検収業務等)

第25条 物品の購入、製造及び修理に係る契約(以下「物品の購入等契約」という。)に伴う検収業務については、経理規程等の定めにより行うものとし、研究者が国内で物品の購入等契約を行い、かつ、研究者本人がその検収行為を行う場合は、原則として、事務局による納品事実の確認を受けなければならない。

2 非常勤職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者及び事務局が勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に管理するものとする。

(出張の確認)

第26条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ予算責任者又は予算責任者から権限を委譲された者の承認を得るものとし、出張後は、旅費規程に基づき復命書を提出しなければならない。

(不正な取引を行った業者の処分)

第27条 不正な取引に関与した業者については、本学調達規程に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第6章 内部監査

(内部監査)

第28条 公的研究費の執行状況を把握し、不正の防止と適正な運営管理のため、内部監査規程の定めるところにより内部監査を実施する。

2 前項の内部監査は、監査室が行う。

(連携)

第29条 監査室は、必要に応じ監事及び監査法人等と情報交換を行い、施策の効果的実施に努めるものとする。

(改廃)

第30条 本規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月10日)

この規程は、平成19年11月10日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月21日)

この規程は、平成27年3月21日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。